

令和7年度 運営指導において 指摘が多い事項等について

宇城市福祉部高齢介護課



用語及び記号に係る説明①

- 運営基準：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(H18.3.14 厚生労働省令第34号)
- 運営解釈：指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
(H18.3.31 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)
- 報酬基準：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(H18.3.14 厚生労働省告示第126号)
- 報酬解釈：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(H18.3.31 老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)
- 予防運営基準：指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(H18.3.14 厚生労働省令第36号)
- 予防報酬基準：指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(H18.3.14 厚生労働省告示第128号)
- ◆：複数のサービスに共通する項目の場合

用語及び記号に係る説明②

- 各地域密着型サービスは、下記のとおり省略します。

地デイ：地域密着型通所介護

認デイ：(介護予防)認知症対応型通所介護

小規模：(介護予防)小規模多機能型居宅介護

GH：(介護予防)認知症対応型共同生活介護

地特定：地域密着型特定施設入居者生活介護

地特養：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定巡：定期巡回・随時対応型訪問介護看護

地域密着型サービス共通

虐待防止のための措置について①◆

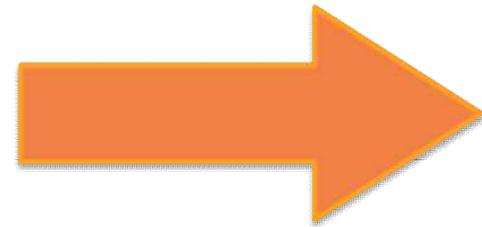
- 関連法規等（一部抜粋）：事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護従業者等に周知徹底を図ること。
- 指摘を受けた事業所の例
 - ① 法人において虐待防止のための対策を検討する委員会を実施していたが、その委員会に事業所の職員は参加しておらず、委員会の結果を事業所で供覧するだけであった。
 - ② 小規模な事業所のため、委員会を設けておらず、虐待防止のための対策を検討する機会を設けていなかった。

地域密着型サービス共通

虐待防止のための措置について①◆

●指摘内容

- ① 運営基準では、「事業所における」委員会の開催を想定しているため、法人が実施したものを供覧するだけでは、事業所が行っているとは言えないと考えられるため、未実施であると指摘。なお、この場合、法人が実施する委員会に事業所の管理者等が参加する、または、委員会の結果を基に事業所内で検討することが妥当である。



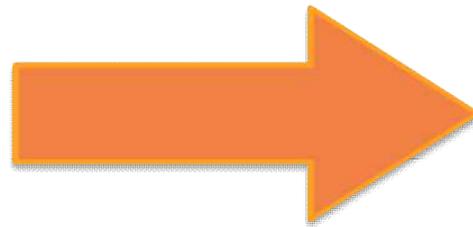
減算

地域密着型サービス共通

虐待防止のための措置について①◆

●指摘内容

- ② 介護保険最新情報 vol.1225 問170でも示されているとおり、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的 to 実施する必要があるため、未実施であると指摘。(参考資料参照)



減算

地域密着型サービス共通

参考資料

介護保険最新情報 vol.1225 問170より抜粋

- 居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なうべきではないのか。⇒虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に実施していただきたい。(中略)例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。
- 参考：社会福祉法人東北福社会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備-令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和3年度老人保健健康増進等事業、令和4年3月。

地域密着型サービス共通

虐待防止のための措置について②◆

- 関連法規等（一部抜粋）：事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護従業者等に周知徹底を図ること。
- 指摘を受けた事業所の例
委員会の議事録は残っていたが、議事録では検討した内容が、分からなかったため、検討した内容を口頭で確認したところ、虐待が発生していないため、特に検討していない、という内容であることが分かった。

地域密着型サービス共通

虐待防止のための措置について②◆

●指摘内容

虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、具体的には、次のような事項について検討するものであるため、当該委員会の検討内容を見直すよう指摘。

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

第2回 虐待防止検討委員会

日時:令和8年2月13日 14時～

場所:A小規模居宅介護支援事業所所内

参加者:宇城 太郎、宇城 花子

議案

1. 虐待の防止のための指針の改正について
2. 職員研修の内容及び実施時期について

決定事項

- 1.当該事業所の指針第○条について、～～のため、～～に修正する。修正後の指針は、令和8年3月1日から、玄関及び事務室内で確認できるよう、整備する。
- 2.令和8年度の職員研修内容は、全職員向けに～～と、リーダー向けに～～を実施予定。(6月、12月)

回覧

--	--	--	--	--

地域密着型サービス共通

感染症の予防及びまん延の防止のための措置①◆

- 関連法規等（一部抜粋）：事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため委員会をおおむね6月に1回以上※開催するとともに、その結果について、介護従業者等に周知徹底を図ること。

※ **地特養** は、3月に1回以上である。

● 指摘を受けた事業所の例

法人において感染症の予防及びまん延の防止を検討する委員会を実施していたが、その委員会に事業所の職員は参加しておらず、委員会の結果を事業所で供覧するだけであった。

地域密着型サービス共通

感染症の予防及びまん延の防止のための措置①◆

●指摘内容

運営基準では、「事業所における」委員会の開催を想定しているため、法人が実施したものを供覧するだけでは、事業所が行っているとは言えないと考えられるため、未実施であると指摘。なお、この場合、法人が実施する委員会に事業所の管理者等が参加する、または、委員会の結果を基に事業所内で検討することが妥当である。

地域密着型サービス共通

感染症の予防及びまん延の防止のための措置②◆

- 関連法規等（一部抜粋）：事業所において、介護従業者等に対し、感染症の予防及びまん延の防止の研修及び訓練を定期的（それぞれ年に1回※以上）に実施すること。
- ※ GH 地特定 地特養 は、2回以上である。
- 指摘を受けた事業所の例
事業所において感染症の予防及びまん延防止のための訓練を実施していなかった。

地域密着型サービス共通

感染症の予防及びまん延の防止のための措置②◆

●指摘内容

運営基準上で定められた回数分、訓練が行えるよう体制を整え、実施するよう指摘。(参考資料参照)

地域密着型サービス共通

参考資料

- 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施するものとする。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
- なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

非常災害に係る訓練について

- 訓練においては、災害発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、災害が発生した場合に実践するケアの演習等を実施するものとする。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
- なお、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。

地域密着型サービス共通

研修の記録（BCP、感染症、身体拘束、虐待、事故）◆

- 関連法規等（一部抜粋）：研修の実施内容についても記録することが必要である。
- 指摘を受けた事業所の例
口頭では研修を実施した旨を確認できたが、研修の実施内容が分かる記録は、何も残っていなかった。

地域密着型サービス共通

研修の記録（BCP、感染症、身体拘束、虐待、事故）◆

●指摘内容

運営解釈では、研修の実施した内容を記録することになっているため、研修の記録を残せる体制を整えるよう指摘。

令和7年度 虐待防止のための研修会

日時: 令和8年2月13日 14時～

場所: A小規模多機能居宅介護支援事業所内

参加者: 宇城 太郎、宇城 花子、宇城 次郎

目的

全職員が虐待等を早期発見できるよう、虐待防止に関する意識を高めるため

担当講師

社会福祉法人〇〇 理事長 〇〇

内容

別添の研修資料のとおり

備考

研修に参加できなかった職員に対する対応としては、別添の研修資料を配布し、期日までに、報告書を管理者へ提出してもらう。（期日：令和8年3月13日）

地域密着型サービス共通

身体的拘束等の記録◆

- 関連法規等（一部抜粋）：事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等として、これらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこと。
- 指摘を受けた事業所の例
身体的拘束等を行っていたため記録を確認したところ、緊急やむを得ない理由についての記載が曖昧で、切迫性、非代替及び一時性の3つの要求を満たしているかどうかはわからなかった。

地域密着型サービス共通

虐待の防止のための措置に関する事項について(運営規程)◆

- 関連法規等(一部抜粋)：事業者は、事業所ごとに、虐待の防止のための措置に関する事項を、運営規程に定めておかなければならない。なお、内容は、虐待の防止に係る組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指すものとする。
- 指摘を受けた事業所の例
運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項の記載があったものの、運営解釈に記載された内容またはそれに類似する内容の記載はなかった。

A小規模多機能型居宅介護支援事業所運営規程

第〇条

第1項 本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者等に周
知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 当該事業所は、従業者等に対し、虐待の防止のための
研修を定期的実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を
置く。

第2項 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報する。

地域密着型サービス共通

ウェブサイトへの掲示◆

- 関連法規等（一部抜粋）：事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
- 指摘を受けた事業所の例
法人のホームページがなく、重要事項をウェブサイトに掲載することができないため、何もしていなかった。

地域密着型サービス共通

ウェブサイトへの掲示◆

●指摘内容

運営解釈が指すウェブサイトとは、法人のホームページ等または介護サービス情報公表システムのことであるため、法人のホームページがない場合は、介護サービス情報公表システムに掲載できるように、体制を整えるよう指摘。

介護サービス情報 公表システム

← 前のページに戻る | 🔍 検索画面に戻る | [全国版トップ](#) > [熊本県](#) > [介護事業所検索](#) > 事業所の特色

- 現在の検索条件
- 閲覧履歴
- ★ お気に入り事業所一覧 0件
- 📄 事業所の比較 0件
- ▶ 公表情報の読み解き方
- ▶ 介護保険について

2025年10月06日11:29 公表

🖨️ 画面を印刷する

★ お気に入りに追加する

小規模多機能居宅介護支援センター 宇城

事業所の概要

事業所の特色

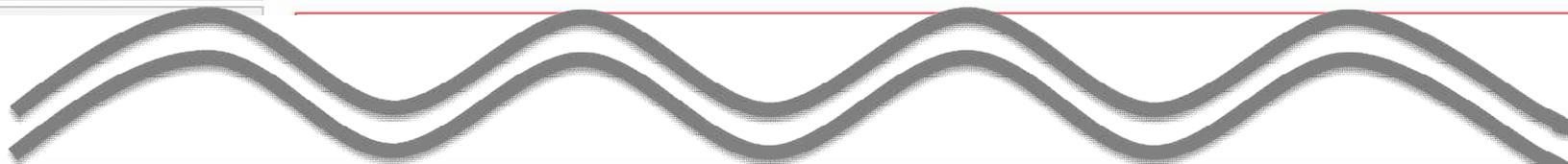
事業所の詳細

運営状況

その他

記入日:2025年09月30日

介護サービスの種類	小規模多機能居宅介護支援
所在地	地図を開く
連絡先	ホームページを開く

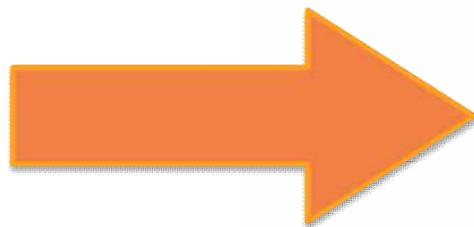


ケアの詳細(具体的な接し方等)

法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧

- 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(運営規程の概要等)

[重要事項説明書](#)



🏠 このページの先頭へ

地域密着型サービス

小規模

GH

地特定

地特養

身体的拘束等の研修の実施頻度

- 関連法規等（一部抜粋）：介護従業者、その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。
- 指摘を受けた事業所の例
身体的拘束等の適正化のための研修を、年に1回しか実施していなかった。

地域密着型サービス共通

参考資料

	虐待		感染症			BCP		身体的拘束	
	委員会	研修	委員会	研修	訓練	研修	訓練	委員会	研修
定巡	定期的	1回、新	6月に1回	1回、新	1回	1回、新	1回	—	—
地デイ	定期的	1回、新	6月に1回	1回、新	1回	1回、新	1回	—	—
認デイ	定期的	1回、新	6月に1回	1回、新	1回	1回、新	1回	—	—
小規模	定期的	1回、新	6月に1回	1回、新	1回	1回、新	1回	3月に1回	2回、新
GH	定期的	2回、新	6月に1回	2回、新	2回	2回、新	2回	3月に1回	2回、新
地特定	定期的	2回、新	6月に1回	2回、新	2回	2回、新	2回	3月に1回	2回、新
地特養	定期的	2回、新	3月に1回	2回、新	2回	2回、新	2回	3月に1回	2回、新

※「新」は、新規採用時を指す ※回数のみは、1年の内に実施すべき回数を指す。

地域密着型サービス

地デイ

認デイ

小規模

GH

地特定

地特養

未資格者に対する認知症介護に係る基礎的な研修受講の措置について

- 関連法規等（一部抜粋）：事業者は、従業員の資質の向上のため、その研修の機会を確保し、その際、すべての従業員（次頁に記載の資格を有するものを除く）に対して、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 指摘を受けた事業所の例
事業所において、認知症介護に係る基礎的な研修を受講しなければならない従業員を把握できていなかった。

地域密着型サービス

未資格者に対する認知症介護に係る基礎的な研修受講の措置について

● 指摘内容

下記に記載する資格を有する者以外には、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるよう指摘。

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

地域密着型サービス

地デイ 認デイ

入浴介助に関する研修(入浴介助加算)について

- 関連法規等(一部抜粋)：入浴介助加算を算定するに当たり、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。
- 指摘を受けた事業所の例
事業所において、加算を算定してから、一度も、入浴介助に関する職員研修を実施したことがなかった。

地域密着型サービス

入浴介助に関する研修(入浴介助加算)について

●指摘内容

入浴介助に関する研修は、入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得する機会を指すものであるため、研修等を実施するよう指摘。

なお、入浴介助を行う職員が、入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得している場合、研修を実施しなくてもよいというわけではなく、介護保険法の改正等を目処に、新たな知識及び技術習得として、研修等を実施するのが望ましい。

地域密着型サービス

GH

地特定

地特養

看取りに関する研修(看取りに係る加算)について

- 関連法規等(一部抜粋)：看取りに係る加算を算定するに当たり、看取りに関する職員研修を行うこと。
- 指摘を受けた事業所の例
事業所において、加算を算定してから、一度も、看取りに関する職員研修を実施したことがなかった。

地域密着型サービス

看取りに係る加算について

●指摘内容

看取りに関する職員研修を実施するよう指摘。

なお、研修内容及び頻度に関しての基準はないが、前者に関しては、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期が迎えられるよう支援できるような内容、後者に関しては、看取りを実施または指針を見直したタイミング等で実施するのが望ましい。

地域密着型サービス共通

サービス提供体制等に係る加算について◆

- 関連法規等（一部抜粋）：サービス提供体制等に係る加算届出以降も、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、体制届等を提出すること。
- 指摘を受けた事業所の例
毎月継続的に割合を維持しているか記録等をとっておらず、改めて確認したところ、基準を満たせていない期間があることが分かった。

地域密着型サービス共通

サービス提供体制等に係る加算について◆

●指摘内容

基準を満たせなくなった場合、加算を算定することができないため、毎月継続的に所定の割合を維持できているか確認及び記録を取るよう指摘。

なお、記録に当たっては、算定要件確認表等を用いることが望ましい。